

日本のフィルム・アーカイブ政策に関する考察 —映画フィルムの法定納入制度を中心に—
An analysis of Film Archives Policy in Japan: Mainly how to introduce legal deposit system of films

MJC09044 堀口 昭仁
Akihito Horiguchi

指導教官 垣内 恵美子
Adviser: Prof. Emiko Kakiuchi

Abstract

Films not only have economical values, but also cultural and historical values. But, since they were born in Japan, over 110 years ago, a large number of films have been lost. Recently, because of the development of digital technology, the environment of film archives is being changed. To respond this situation, Japanese government is expected to establish Japanese Film Archives Policy, which is for preserving and passing down Japanese Films to next generation. The aim of this paper is to present the model of Japanese Film Archives Policy, based on Japanese own history and own social system.

Keyword: films, archives, film archives, intellectual resources, legal deposit system

映画、アーカイブ、フィルム・アーカイブ、知的資源、法定納入制度

第1章 序
第2章 映画の変遷とフィルム・アーカイブの国際的潮流
第3章 法定納入制度と国立フィルム・アーカイブ
第4章 地域のフィルム・アーカイブ
第5章 フィルム・アーカイブの役割と課題（まとめ）
第6章 結論—日本のフィルム・アーカイブ政策の樹立に向けて—

第1章 序

1. 研究の背景

映画は文化商品として経済的価値を持つのみならず、文学や演劇、音楽、舞踊、美術等の諸要素を包含する総合芸術としての芸術的価値、人類の営みを記録した歴史資料としての史料的価値も持つ。

今日、デジタル化・ネットワーク化の進展により映画の二次利用の手段が拡大、角川映画による「羅生門」のデジタル復元（2008年）ⁱなど、一部旧作映画の商業活用が進んでいる。また、映画を文化財と見做す潮流も生まれており、2009年と2010年には記録映画「紅葉狩」（撮影：1899年、フィルム：1927年）及び「史劇 楠公決別」（撮影：1921年、フィルム：1920、1921、1928年^{ほか}）の映画フィルムが美術工芸品（歴史資料）として重要文化財に指定されているⁱⁱ。

しかしながら、長期にわたり経済的価値を持ち続ける映画はごく一部に過ぎず、映画はこれまで消耗品ととらえられる傾向がⁱⁱⁱ強かった。東京国立近代美術館フィルムセンターの試算によると、比較的経済的価値の高い露映画についても、その1910年から2005年までの残存率は15.9%に過ぎずⁱⁱⁱ、倉庫の火災、劣悪な保管環境、会社組織の消滅などを原因に多くの映画フィルムが失われてきている。権利意識が高まり、不燃性フィルムが普及した戦後においては映画保存への意識が高まっているが、教育映画、文化映画、成人映画、PR映画、実験映画等の経済的価値の低い映画については、依然として、その残存率が極めて低いことが予想される。しかしながら、これらの非劇映画も、芸術的価値や史料的価値を有するものであり、美術品や図書、公文書と同様、「人類の諸活動や歴史的事実」を記録した「国民共有の知的

（公文書等の管理に関する法律第1条）として保護し、次世代へ継承するに値するものである。

2. 研究の目的

本稿は、知的資源としての映画を網羅的に収集・保存し、次世代へ継承するためのフィルム・アーカイブ政策の制度研究を、その主眼とする。

映画は無体の知的財産であるとともに、フィルムやテープに固定された有体の物的財産でもある。近年、デジタル・アーカイブへの期待が高まっているが、①フォーマットの陳腐化が急速、②デジタル媒体の物質的・化学的耐久性の実証が不十分等との批判も強く、媒体の寿命という点では100年以上の実証を積み重ねた映画フィルムに対し、今なお根強い信頼が寄せられている^{iv}。国立国会図書館法第24条第1項には、法定納入の対象として、第6号に「映画フィルム」、第9号に「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することのできない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物」とあり、物としての映画フィルムとDVDやVHSなどの「パッケージ系電子出版物」^vを収集の対象に想定していると言える。しかしながら、第3章で述べるように、前者については法定納入制度が機能していない現状があるため、本稿では、長期保存の点で優れているにも関わらず、現在、その収集・保存への取組が不十分である映画フィルムのアーカイブについて、主な論考の対象とする。

第2章 映画の変遷とフィルム・アーカイブの国際的潮流

1. 日本映画史の特徴

応用科学の一種として誕生し、20世紀に娯楽産業として発達してきた映画は、その初期段階から国境を越えた活動が活発な分野であり、国際的な経済、科学技術、文化の潮流の影響を色濃く受けてきた。文明開化の時代背景のなか、西洋伝来の文化である映画を吸収した日本

も、戦時下の一時期を除き、トーキー、カラー等の映画技術、トリック撮影、モンタージュ理論等の映画技法を殆ど時差なく海外から受容してきている。

その一方、一国の映画表現や映画産業は、その国の文化的土壌や社会インフラ、政治体制等の諸要素の影響も強く受けるものでもある。弁士、楽士といった独特の興行形態や、日本語というローカル言語による大きな国内市場という特徴をもった日本の映画産業は、外国映画の脅威から比較的免れた場所でその歴史を刻むことができた。戦前、日本映画が海外で紹介されることは、植民地を除いてほとんどなかったが、国内に大きな市場を持っていたことから、1930年代後半には製作本数が500本近くにも達し、世界第二の映画生産大国となった。戦後の混乱期を経て1950年代に入ると、国際映画祭で黒澤明監督や溝口健二監督の映画作品が多くの特典を受賞、国際的な評価が高まるとともに、映画観客人口は11億人超（1958年）、映画製作本数は547本を数え（1960年）、第2の黄金期を迎えた。

その間、日本政府は内務省を解体し、アメリカに倣った統治機構の改革を進めながらも、中央集権的な権力構造は維持、その模倣は部分的なものにとどまった。中央政府の強力なイニシアティブの下、日本は経済復興を成し遂げたが、その一方、娯楽の多様化やテレビの普及とともに映画は娯楽の王様としての地位を奪われることを余儀なくされた。しかしながら、第二次世界大戦の敗北と戦時統制の記憶は、映画会社や映画人に禍根を残し、映画産業が斜陽を迎えた後も、公共政策としての映画振興政策の展開は遅れることになった。文化庁（1968年）や東京国立近代美術館フィルムセンター（1970年）が設置された後も、中央政府による映画振興政策は体系化・一元化されることなく、文化振興、社会教育、文化外交、産業振興などに関わる多様な官庁により、薄く広く展開された。

とはいえ、1970年代後半からは、「地方の時代」、「文化の時代」を背景に、地方自治体の教育委員会や知事部局においても、映画祭や映画関連施設の設置など、地域振興を目的とした映画振興政策が展開。文化の持つ多様な価値への評価は高まり、21世紀に入ると、映画振興政策に法的根拠を与える、文化芸術振興基本法（2001年）やコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（2004年）が制定された。今日では、映画は、日本政府が振興すべき「メディア芸術」や「コンテンツ産業」の中心的なジャンルとして位置付けられるようになってきている。1960年以降、映画館観客数、映画製作本数、日本映画のシェア率は下降の一途を辿ったが、政府による映画振興政策の本格化に呼応する形で、表1のとおり、現在、大幅に回復している。

表1 日本映画産業データ

※日本映画製作者連盟資料による

	最高記録	最低記録	2009年
映画館観客数	11億2,000万人（1958年）	1億2,000万人（1996年）	1億7,000万人
映画製作本数	547本（1960年）	230本（1991年）	448本
国内シェア	78.3%（1960年）	27.1%（2002年）	56.9%

2. 海外の代表的なフィルム・アーカイブ

日本がモデルとし得る海外のフィルム・アーカイブ政策として本稿では、中央集権型のフランスと地域主権・民間主導型のアメリカを取り上げる。

フランスでは、文化・コミュニケーション省直属の国立機関である国立映画センター（略称 CNC。1946年）が映画やテレビ等のオーディオ・ビジュアル産業の規制と振興を司る役割を一手に担っている。アーカイブ部門は1969年に設立。上映、展示施設は持たないながらも、1992年からは上映ヴィザを受けた全ての映画を法定納入している（テレビ番組は国立視聴覚研究所）。また、CNCは、シネマテーク・フランセーズ、シネマテーク・トゥールーズ、リュミエール研究所といったフィルム・アーカイブへ補助金を交付。この内、私立の非営利アソシエーション組織（1901年法、Non-profit association）^{vi}であるシネマテーク・フランセーズ（1936年）は、大規模なコレクションを所蔵し、世界有数のフィルム・アーカイブとして上映・展示活動を行っている。CNCの強力なイニシアティブの下、複数のフィルム・アーカイブの役割分担と相互協力により、フランス全体としてのフィルム・アーカイブ政策が実施されていると言える。

一方のアメリカは、文化政策を一元的に担う省庁がなく、政府から独立した大統領直轄の全米芸術基金（NEA）が文化芸術助成を行っている。フィルム・アーカイブ政策については、まず、著作権の登録機関でもあるアメリカ議会図書館（1800年）が図書、地図、演劇・音楽作品、版画、写真等とともに映画を網羅的に収集している。著作権の無方式主義を原則とするベルヌ条約への加盟（1989年）後も、著作権登録を著作権侵害に対する司法上の救済措置の前提条件にするなど、著作権登録のインセンティブは堅持。アメリカ議会図書館著作権局の下、法定納入制度と連結させた資料収集を続けている^{vii}。その他、ニューヨーク近代美術館（1935年）、ジョージ・イーストマン・ハウス国際写真映画博物館（1949年）、カリフォルニア大学ロサンゼルス校映画・テレビアーカイブ（1966年）、NPO法人アンソロジー・フィルム・アーカイブズ（1970年）といった企業、大学、NPOなど多様な出自を持つフィルム・アーカイブが自己資金のみならず、公的機関や財団からの補助金、寄付金、税控除等により運営されている。アメリカの文化政策の特徴を反映し、アメリカのフィルム・アーカイブ政策は、民間の自主性に委ねられているようにも見える。しかしながら、その自由で多様なフィルム・アーカイブ活動の背後には、アメリカ議会図書館が、法定納入制度によりアメリカの知的資源を網羅的に収集している前提があることに留意する必要がある。

第3章 法定納入制度と国立フィルム・アーカイブ

1. 国立国会図書館

日本におけるフィルム・アーカイブ政策の国家機関としては、立法府に属する国立国会図書館と文化庁が所管する独立行政法人国立美術館の東京国立近代美術館フィルムセンターが挙げられる。

国立国会図書館は、日本の民主化と世界平和へ貢献することを使命

に(国立国会図書館法前文)、アメリカ議会図書館を範としつつⁱⁱⁱ1948年に設立。戦前の議会図書館と帝国図書館の機能を併せ持ち、国会に対する調査サービスや、行政や司法、一般に対する図書館サービスに加え、日本の出版物の網羅的に収集に取り組んでいる(組織の規模は表3参照)。資料の収集方法としては、購入、寄贈、交換等によるものもあるが、その6割が法定納入によるものである。法定納入制度の目的としては一般に、①検閲、②著作権証明、③文化保存の3つが挙げられるが^{iv}、国立国会図書館法には「文化財の蓄積及びその利用に資するため」(第25条第1項)と明記、内容による選別も行わず、およそあらゆる出版物を納入対象として想定している。また、財産権を保障する憲法第29条第3項は、たとえ公共のためであっても、私有財産を用いる際には、正当な補償をすべきことを定めている。このため、民間出版物の納入に当たって、発行者が無償でよいとする場合を除いては、「当該出版物の出版および納入に通常要すべき費用に相当する金額(納入代償金)を交付しなくてはならない(第25条第3項)ことになっている。

納入対象には、法制定当時から、図書や逐次刊行物、楽譜、レコードなどととも、「映画技術によって制作した著作物」が含まれている(改正前第24条第1項第6号)。しかしながら、「映画技術によって制作した著作物」は、映画フィルムが、①販売を目的とされておらず、そもそも製作本数が少ないこと、②市販価格がないため代償金の計算が難しく、その金額が高額になること、③当時の映画フィルムは可燃性であり、その保存は技術的に困難であったこと、④保管スペースや上映施設がなかったことを理由に、1949年から「当分の間」その納入が免除された^v。1999年に至って、第24条は現行の条文に改正(第1章参照)、「映画技術によって制作した著作物」の内、「パッケージ系電子出版物」については法定納入が開始された。現在、9万1,000点のVHSやDVDが利用可能になっているが、映画フィルムについては依然、納入が免除されたままになっている。

2. 東京国立近代美術館フィルムセンター

映画の法定納入制度が機能していない中、東京国立近代美術館フィルムセンター(以下、フィルムセンター)は、日本で唯一の映画専門国立機関として、映画の収集、保存、公開、調査研究等の幅広い業務を担っている。設立以来^{vi}、映画の上映機関としての役割に重心が置かれていたが、コレクションの増加とともに、不燃性フィルム専門保存庫(相模原分館)の設置(1986年)、国際フィルム・アーカイブ連盟への加盟(1989年)を経て、徐々に映画の保存機関としての機能を充実させてきている。現在、あらゆる年代とジャンルの日本映画を網羅的に収集することを目的とするアーカイバル・ポリシーを重視し、購入、寄贈、寄託^{vii}により、劇映画、文化・記録映画、アニメーション映画、ニュース映画などを収集。近年は特に文化・記録映画の寄贈が増加し、2008年度には1年間で8,000本超の映画フィルムを収集した。所蔵フィルム数は設立以来で30倍に増加、この十年でも倍増以上し、現在そのコレクションは62,000本を超えている(表2参照)。

表2 フィルムセンターの所蔵資料数(2010年4月現在)

※開き取りによる

映画フィルム	2009年度収蔵数		2009年度末所蔵数	2009年度末所蔵品数	
	購入	寄贈	括弧は外国映画数		
劇映画	1,077	582	14,340 (4,433)	(分類なし)	
文化・記録映画	102	706	27,496 (2,927)		
アニメーション映画	15	20	2,257 (311)		
ニュース映画	0	305	14,659 (187)		
テレビ用映画	0	35	5,987 (467)		
合計	1,194	1,648	62,482 (8,325)	8,018	
映画資料	書籍(冊)	671	232	29,832	—
	その他(点)	0	12,653	未整理(約71万点)	—
	合計(点)	671	12,885	—	—

しかしながら、その組織の性格は、東京国立近代美術館の一課相当に過ぎず、アーカイバル・ポリシーを重視しているとはいえ、法制度上は、国立美術館として「美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料」(独立行政法人国立美術館法第3条)を選択的に収集しているに過ぎない。映画の専門人材や保存庫を有しながらも、表3のとおり、予算や人員の規模の点では多くの課題と限界を抱えている。所蔵フィルムの活用という点でも、京橋本館での企画上映のほか、「優秀映画鑑賞推進事業」により全国の公共ホール等で一部映画の巡回上映を行っているが、所蔵フィルムの外部貸出には著作権の関係上、多くの制約を抱えている^{viii}。

表3 国立国会図書館とフィルムセンターの規模(2010年4月現在)

※国立国会図書館総務課編纂及び開き取りによる

	国立国会図書館	フィルムセンター
所管	立法府(国会)	文化庁 ※独立行政法人国立美術館の所管
運営主体	国立国会図書館	独立行政法人国立美術館
設置法	国立国会図書館法(1948年法律第5号)	独立行政法人国立美術館法(1989年法律第177号)
職員定員	806人(2009年4月)	11人
専門職数	—	7人
予算	211億3,000万円	3億5,600万円(管理費を除く)
うち収集予算	図書館経費購入費:9億4,200万円	約9,000万円(保管費含む)
算	納入出版代償金:3億9,000万円	
	科学技術情報系資料費:11億300万円	
収蔵資料数	図書:約960万冊	映画フィルム:約6万2,000本
	逐次刊行物:約1,370万点	映画関連資料:約71万点
	非図書資料:約1,342万点(内、利用可能な映像資料9万1,000点)	

第4章 地域のフィルム・アーカイブ

1998年に特定非営利活動促進法、1999年に地方分権一括法や独立行政法人通則法が制定された。2006年には公益法人制度改革関連三法も制定、2010年現在、寄付金税制の抜本的改革に向けた議論が行われている。明治維新以降の日本は、中央政府の強力なイニシアティブの下で、社会的、経済的な発展を遂げてきた。しかしながら、この

十数年のあいだに、公共政策の領域においては「国から地域へ」「官から民へ」という潮流が一気に加速、中央集権型の国家モデルから地方分権型の国家モデルへと変革しつつあるとも言える。

予算や組織の規模やコレクションの網羅性という点では国立フィルム・アーカイブに及ばないものの、日本には地方公共団体が設立したフィルム・アーカイブも存在する。フィルム・アーカイブを直接の対象とする法規範は日本にないが、本稿では、博物館法（第2条第1項および第12条）を参考に、「アーカイブ」を映画の収集・保存のみならず、公開、アクセス対応、調査研究なども行うものと定義、「フィルム・アーカイブ」を、映画の専門家を常勤の職員として雇用し、映画フィルム及び映画関連資料のアーカイブを年間150日以上行う常設の施設と定義する。この定義に該当する機関としては、広島市映像文化ライブラリー、京都府京都文化博物館、川崎市市民ミュージアム、福岡市総合図書館映像資料課の4つが挙げられる（以下、広島、京都、川崎、福岡）。

表4のような特徴を持つこれらの機関の沿革は、中央図書館の映像部門、博物館の映像部門と様々であり、行政の所管も教育委員会、知事部局と異なっている。その一方、いずれの機関も、映画フィルムの保存に適した収蔵庫を有し、映画の収集・保存・公開・調査研究等の本格的なフィルム・アーカイブ活動に取り組んでいる。これらのフィルム・アーカイブは、あらゆる映画を網羅的に収集するのではなく、地域の特色と館独自の理念に適合する映画を選択的に収集することを特徴（ミュージアム・ポリシー）としている。特定の分野については、広島における現代アート・アニメーション、福岡におけるアジア映画のように、フィルムセンターを凌駕するコレクション群も存在する。また、館の種別を超えて、生涯学習政策、地域振興政策、文化政策等の多様な政策の実施機関としての役割を期待されている点でも共通している。近年、経済環境の悪化とデジタル技術の進展を背景に、地域の放送局や視聴覚ライブラリーから映画フィルムの寄贈依頼が増加。川崎と福岡は、地域資源であるこれらを受け入れ、映画フィルムの文書館的機能も果たすようになっていく。

表4 地域のフィルム・アーカイブの特色（2010年4月現在） ※聞き取りによる

	広島市映像文化ライブラリー	京都府京都文化博物館	川崎市市民ミュージアム	福岡市総合図書館映像資料課
設立年	1982年	1988年	1988年	1996年
沿革	中央図書館の映像部門	博物館の映像部門	博物館の映像部門	中央図書館の映像部門
行政の所管	市民局生涯学習課	文化振興部文化芸術室	市民・こども局市民文化室	教育委員会福岡市総合図書館
地域的特色	国際平和都市	映画都市	工業地帯、ベッドタウン	アジア諸国に接続
特徴的な映画政策	広島国際アニメーションフェスティバル	京都文化の保存・継承・発信	映像のまち（都市政策の一貫）	アジア国際映画祭
コレクション	平和や広島に関する	時代劇を中心とした	独立系プロダクション	アジア映画（映画祭）

ンの特色	劇映画	京都にゆかりのある	シ等の劇映画	への参加作品等
	貸出用教育文化映画	映画	CMやビデオアート	福岡にゆかりの深い
	映画祭入賞作を保管	復元した映画	地域映画（寄贈）	劇映画
				地域映画（寄贈）

総合的かつ個性的な活動を行うこれら機関への期待は高まっていると言えるが、その一方、フィルム・アーカイブには法的根拠がないことから、その所在地域や数は限定的であり、今後の大幅な増加を期待しにくい現状がある。また、現行組織の機構や予算の規模は極めて小さく（表5参照）、特に収集予算については、広島を除き、近年、大幅に減少している。所蔵フィルム数も、フィルムセンターが6万本を超えているのに対し、いずれも1,000本程度に過ぎず、その多くは館内での上映権しか取得していないため、外部への貸出には大きな制約がある^{xiv}。また、近年は、フィルム・アーカイブの機能のうち、地域のミニシアターや文化拠点として、公開活動や教育普及活動への期待が一層高まっている傾向を指摘することもできる。

表5 地域のフィルム・アーカイブのデータ（2010年4月現在） ※聞き取りによる

	広島市映像文化ライブラリー	京都府京都文化博物館（映像部門）	川崎市市民ミュージアム（映像部門）	福岡市総合図書館映像資料課
職員数	6人（庶民、常勤3人、嘱任2人）	2人（常勤1人、嘱任1人）	4人（常勤2人、嘱任2人）	6人（常勤4人、嘱任2人）
専門職	常勤1人	常勤1人	常勤2人（映画1人、映像1人）	常勤2人（学芸1人、映像管理員1人）
予算	約9,200万円（管轄含む）	約1,400万円（管理費を除く）	約2,400万円（映画・映像含む）	約4,900万円
収支予算	約1,200万円（管轄含む）	約100万円	約400万円（映画・映像含む）	約420万円
所蔵フィルム本数	日本映画：631本 貸出用教育文化映画：1,828本 8mm：241本	日本映画：790本 9.5mm等：250本	約1,000本（外国映画含む） ※総管理費のみ	アジア映画：464本 日本映画：465本 ※総管理費のみ
上映回数	約250日	約200日	約100日	約250日
観客数	46,066人 ※2009年度	24,409人 ※2008年度	8,795人 ※2007年度	20,584人 ※2008年度

第5章 フィルム・アーカイブの役割と課題（まとめ）

1. 国の役割と課題 — 網羅的収集 —

「文化的アイデンティティのひとつの表現」である映画は経済的価値とともに「教育的、文化的、芸術的、学術的、歴史的価値」（動的映像の保護及び保存に関する勧告前文）を持つものであり、「客観的真理が拘束を受けずに自由に探究され、且つ、思想と知識が自由に交換される」（ユネスコ憲章前文）ことを可能とするためにも、その保存・継承への取組が期待される。日本において、中央政府による映画振興政策が本格化したのは21世紀に入ってからであり、フィルム・アーカイブについてもこれまで民間の自主性に委ねられる傾向が強

かった。しかしながら、日本の映画産業は、興行収入こそ2,000億円前後を維持しているものの、その7割～9割は大手三社の配給によるものであり、映画会社の大部分である零細企業や個人プロダクションの倒産数がきわめて多い（表6参照）特徴がある。こうした現状においては、日本映画が散逸する危険性を否定することはできず、対外的に日本を代表する中央政府には、日本映画を網羅的に収集・保存し、次世代へ継承する国際的な責務が課せられていると言える。

表6 映画会社倒産数 ※日本映画製作者連盟（2011）および経営データベース（2009）

	入場者 (百万人)	興行収入 (億円)	公開本数		映画会社 倒産数	
			邦画	洋画		
2002	161	1,968	640	293	347	21
2003	162	2,033	622	287	335	33
2004	170	2,109	649	310	339	26
2005	160	1,982	731	356	375	31
2006	165	2,029	821	417	404	19
2007	163	1,984	810	407	403	33
2008	160	1,948	806	418	388	36
2009	169	2,000	762	448	314	43
2010	174	2,207	716	408	308	—

この映画の網羅的な収集・保存の手段としては、内容による選別の余地を残す購入、寄贈、寄託よりも、内容による選別なく、強制的かつ網羅的に収集する法定納入制度のほうが、目的に照らしてより適切な手段である。そもそも、映画フィルムが法定納入の対象外とされたのは、1949年から「当分の間」の例外措置であり、国立国会図書館には今なお、法制度上、映画フィルムを法定納入することが期待されている。中央政府には、この例外措置を改め、映画フィルムの法定納入制度を開始することが求められるが、実際に制度を運用に当たっては、以下の問題が発生することになる。

①納入対象の特定と費用負担

映画の劇場公開本数は年間約700～800本、近年は、邦画作品だけでも400本を超えている（表6参照）。プリント代を1本当たり20万円から40万円とし、納入代償金を実費とすると、邦画作品だけでも年間8,000万円～1億6,000万円の費用負担が発生する。また、劇場公開作品は、劇映画の新作が中心となるが、過去の映画や記録映画や教育映画等の非劇場用映画も、知的資源として高い価値を有するものであり、その網羅的な収集・保存が期待される。しかしながら、経済産業省の統計（2004年）によると、1年間の映画制作総本数は3,988本にも及んでおり³⁴、これらすべての映画を納入することは予算や労働力の点から現実的ではないため、内容以外の方法により選別を行う必要性が発生する。

②納入義務者と納入機関

民間の出版物は、「文化財の蓄積及び利用に資するため」、その発行者が「発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入」（国立国会図書館法第25条）しなければならないこ

とになっている。映画フィルムについては、そもそも、販売を目的としていないため、納入用フィルムの制作や流通経路の形成について、映画会社等と一から合意を形成する必要がある。仮に映画製作会社や配給会社に、劇場への頒布と同様の手段で、国立フィルム・アーカイブへの納入を義務づけたとしても、これらの企業の多くは零細企業であり、納入にかかる作業負担は決して軽視できるものではないため、多くの未納フィルムが発生する可能性を否定できない。

また、映画フィルムの法定納入機関としては、まず、法的根拠を有する国立国会図書館が挙げられるが、国立国会図書館が映画フィルムの納入を免除された理由は今なお改善されておらず、インターネット情報などの「ネットワーク系電子出版物」の収集という新たな政策課題も発生している。仮に国立国会図書館が一から映画フィルムの納入を開始する場合、映画フィルムは他の図書館資料と保存方法や公開方法が大きく異なるため、フィルム専門人材の雇用や育成、保存施設や上映施設の設置にかかる膨大なコストを新たに負担することになる。

③公開の制限

納入代償金は映画フィルムの収集・保存に対する対価であり、一般に向けた上映には、上映用プリントの作成や著作権処理が別途必要となる。実際、フィルムセンターでは、映画の著作権者に対し、館内での上映権利料15万円/本を支出しており、「パッケージ系電子出版物」を納入する国立国会図書館は、上映権利料は支出していないが、資料の閲覧を調査研究目的に限った個人ブースでの視聴に限定しており、他館への貸出は行っていない。たとえ、法定納入制度により網羅的かつ強制的に映画フィルムを収集したとしても、その公開には大きな制約が課せられることになる。所蔵フィルムのなかには、著作権法の保護期間が終了し、パブリック・ドメインになるまで、一般公衆に向けた上映ができない作品が含まれることも想定される。

2. 地域の役割と課題—選択的収集—

知的資源としての映画の収集・保存は、第一次的に国の責務ではあるが、法定納入制度には多くの制約があることから、地域のフィルム・アーカイブにも、国立フィルム・アーカイブの機能を補足し、日本のフィルム・アーカイブ政策の重要な一翼を担うことが期待される。地域のフィルム・アーカイブは、ミュージアム・ポリシーに基づき、館独自の理念と方針に合致する映画を選択的に収集・保存するとともに積極的な公開活動を展開している（第4章参照）。こうした取組により、地域文化を振興し、都市との文化格差を是正する役割が期待されるが、その一方で、①規模や予算がきわめて小さい、②著作権や興行との関係からアーカイブ活動に制約が課せられている、③現状で4機関しか存在せず、日本各地にフィルム・アーカイブ不在地域を抱える、といった問題点も抱えている。

本稿で定義するフィルム・アーカイブ以外にも、映画フィルムをコレクションの一部とする一般の図書館、博物館、公文書館、視聴覚ライブラリーなどもあるが、これら機関の大多数は、映画の専門人材や専門保存庫を有しておらず、映画フィルムを持て余している可能性が

高い。これらのアーカイブ機関へは映祭の支援が必要とされるが、そもそも、映画フィルムの総目録が存在しておらず、映画フィルムを所蔵するアーカイブ機関間の定例的なネットワークもないため、現状においては、支援の対象となり得るアーカイブ機関を特定することすら難しい。

第6章 結論—日本のフィルム・アーカイブ政策の樹立に向けて—

1. 総括

本稿においては、地方分権の潮流や国家財政の危機も考慮し、国の取組にとどまらず、地方公共団体の取組についても論を重ねてきた。しかしながら、映画という知的資源を確実に保存し次世代へ継承する点については、地方公共団体の取組にはおのずと限界があり、国の役割が依然として大きい。

本稿ではここまで映画の収集・保存に取り組む国立アーカイブ機関として、国立国会図書館とフィルムセンターを取り上げてきたが、これ以外にも、独立行政法人国立公文書館が「歴史資料として重要な公文書等」を収集・保存している(独立行政法人国立公文書館法第1条)。表7のとおり、日本映画の大部分は、これらの3機関により、何らかの形で制度的に収集されていると言えるが、新作^{vi}の映画フィルムについては、いずれの機関の制度的な収集の対象にもなっていない。新作の映画フィルムの収集方法としては、法定納入制度があり、国立国会図書館は映画フィルムの納入を免除されているが、フィルムセンターと国立国会図書館を一体としてみる限り、この免除理由の大方は、高額な代償金の問題を除き、解決の方向に向かっていると言える(表8参照)。

表7 映画の種類と国立アーカイブ機関

	製作者	旧作	新作
映画フィルム	官	フィルムセンター 国立公文書館	—
	民間	フィルムセンター	—
パッケージ・電子出版物	官	国立公文書館	国立国会図書館
	民間	(国立国会図書館) ※法定納入は2000年	国立国会図書館

表8 映画フィルムの法定納入の免除理由と現状

課題(免除理由)	国立国会図書館	フィルムセンター	国全体
①法的根拠	○(国立国会図書館法第24条第1項)	×	○
②取組目的	×	△(個別交渉により、フィルム実費+館内上映権を購入)	△
③代償金の予算措置	×	×	×
④フィルム保存技術	×	○(専門家を雇用)	○
⑤保存・上映施設	×	○(京橋及び有明館)	○

日本映画を網羅的に収集・保存し、日本国民及び人類全体の利用に供するためには、唯一無二の国立フィルム・アーカイブが単独でこれ

らすべてに取り組むという発想から、異なる設置目的や優先課題をもつ複数のアーカイブ機関が連携・協力により、役割を分担していくという発想へと転換していくことが重要である。フランスやアメリカにおいても、CNC やアメリカ議会図書館といった国立アーカイブ機関が法定納入機能を担いつつも、国全体のフィルム・アーカイブ政策は、官民複数の機関により実践されている。日本においても、国と地域と民間の多様な機関の協働によるオール・ジャパンのフィルム・アーカイブ政策を実現することが求められている。

2. 日本のフィルム・アーカイブ政策のモデルとして—2つの柱—

ここまで述べてきた国と地域の役割と現状を踏まえ、筆者は、民間の映画会社等の営利活動を尊重しつつも、映画フィルムの法定納入制度を開始すべきだと考える。また、映画を網羅的に収集・保存し、一般の利用に供するためには、法定納入制度だけでは不十分であるため、これを補完する政策も必要とされる。これらの政策についても、その費用負担や実現可能性といった点から詳細な検討が必要であるため、法定納入制度に関する考察を中心とする本研究においては、具体的な制度設計案の提示までは行わず、その方向性を指摘するに留めたい。

表9は本稿における提言と今後、整理していくべき課題についてまとめたものである。

表9 日本のフィルム・アーカイブ政策の制度モデルと今後の課題(総論)

	法定納入制度	発生する主なリスク	法定納入制度の補完(内閣府)	今後の展望と課題
納入対象と費用負担	・劇場公開映画のポ ジ・フィルム(約 400本)	・納入代償金の負担	・寄贈・寄託の促進 (非劇場用映画等 中心)	・デジタル・アーカイブ ・財源の検討
納入義務者と納入機関	・フィルムセンター と国会図書館と連 携	・民間の協力が獲得 の拡充	・フィルム・アーカイブ 支援とネット ワーク形成	・法整備 ・映画複製の在り方 ・民間の意識調査
公開の制限	・館内での視聴経路 則	・上映権の収集	・所蔵フィルムの流通 動向促進	・フェアユースの範 囲拡大

①映画フィルムの法定納入制度—国の最低限の責務として—

あらゆる日本映画を納入対象とすることが理想ではあるが、第5章で整理したように、予算や労働力に限界がある以上、一定の選別により納入対象を限定することは避けられない。しかし、財産権の保障を謳う日本においては、強制力を伴う法定納入制度の運用には慎重を期すべきであり、選別の基準は内容以外によるべきであることから、納入対象は日本で製作された映画に限定し、選別基準は公開方法によるものとする、つまり、劇場公開された日本映画に限定すべきと考える。納入代償金としては、映画フィルムは書籍と異なり、その複製に規模の経済が働きにくいことを配慮し、「当該出版物の出版および納入に通常要すべき費用に相当する金額」として、ポジ・プリントの実費(20万円~40万円)を支払うことが適当である。日本映画の年間劇場公

開本数は現在、400本程度であることから、納入代償金総額は8,000万円から1億6,000万円になる。本稿は、映画が図書や公文書と同様の価値を持つ知的資源であるという前提に立ち、論を展開してきたため、財源については一般会計から支出することが相応しいと考える。しかしながら、映画は経済性の強い文化商品でもあるため、映画会社等の受益者負担の在り方についても今後、議論を深める必要がある。

法定納入を受け持つ機関としては、法制度上、国立国会図書館に映画フィルムの保存・上映施設（分館）を設置することが望ましいが、国立国会図書館にはウェブ等の「ネットワーク系電子出版物」の収集・保存という新たな政策課題があり、財政難を背景とした国会・行政改革のなかで新たな国立施設を設置することには多くの困難が伴う。このため、映画フィルムの法定納入制度を運用するにあたっては、国立国会図書館とフィルムセンターが連携・協力していく方策を模索することが現実的となる。具体的な法律論は今後の課題とするが、この連携・協力策を検討するに際しては、納入率を上げ、映画フィルムを確実に保存するためにも、映画の専門家と上映・保存施設を抱え、映画業界とのネットワークを構築しているフィルムセンターを主体として制度設計をしていくべきであると筆者は考える。文化庁による映画振興に関する答申等では、フィルムセンターの拡充が再三求められており、2004年には東京国立近代美術館の一課相当であるフィルムセンターを映画専門の国立文化施設として独立させる必要性も指摘されている³⁰¹。第3章で述べた通り、フィルムセンターの規模は小さく、現状の予算と機構で映画フィルムの法定納入機能を担うことは難しいため、筆者は、独立も視野に、その機能を大幅に拡充すべきと考える。

最後に、公開については、現在の国立国会図書館と同様、一般への上映を前提とせず、館内での視聴を原則とすることが現実的である。すべての映画フィルムを上映や貸与を目的に納入する場合、納入代償金とは別に、上映用プリントの作成費や上映権利料を負担しなくてはならないことになる。映画会社等のなかには、興行への悪影響を理由に、納入に反対・忌避する団体が現れることも予想される。とはいえ、法定納入制度は、「文化財の蓄積およびその利用」（国立国会図書館法第25条）を目的とするものであり、利用に大幅な制限を課すことは、制度の趣旨を損なうことにもなる。この点を踏まえ、映画フィルム（有体）については、法定納入制度により網羅的かつ強制的に収集しつつ、その上映権や頒布権（無体）については、現在のフィルムセンターと同様、予算の範囲内で選択的に収集（購入、受贈）していくべきであると考える。

②法定納入制度を補完する政策の方向性—地域の役割とネットワークの構築—

法定納入制度による収集対象は新作の劇映画が中心となるため、劇場で公開される機会の少ない記録映画や個人映画などについては、過去の映画や外国映画と同じく、購入、寄贈、寄託等の方法により収集を進めていくことになる。地域のフィルム・アーカイブには、地域の

文化拠点として固有の文化を保護・振興していく役割が期待されるため、地域に関連する映画を固有の知的資源のひとつとして収集、保存し、全国に発信していくことが求められる。特に近年、フィルム文化の衰退とともに、地域に眠る映画フィルムは破棄される危険があることから、地域のフィルム・アーカイブには、滅失の危機にある映画フィルムを発掘し、寄贈を積極的に受け入れることが求められる。

しかしながら、こうした地域のフィルム・アーカイブに関する取組は、例えば、フィルム・コミッションや映画製作への出資、映画祭の開催等に比べ、経済振興や観光振興に結び付きにくいものであり、フィルム・アーカイブの設置を義務付ける法的根拠がない以上、地方公共団体にとって触手が伸びにくい政策領域である。実際、日本には映画の収集、保存、公開を総合的に行うフィルム・アーカイブは4機関しか存在しないことはこれまで見てきたとおりである。国には、「美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し」、「文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずる」（文化芸術振興基本法第26条）ことが求められていることから、フィルム・アーカイブについても、その設置や設備充実にかかる経費を援助できる仕組（図書館法第20条、第27条、博物館法第24条、第28条、公文書館法第6条）を整えることが期待される。とはいえ、深刻な財政難を抱える現状において、国が全国的な規模で、新たな公共文化施設の設置を財政的に支援していくことは現実的ではない。このため、設備の整備以外の支援として、①映画総目録の作成、②映画フィルム取扱講習会の開催、③共同研究や共同事業の奨励などにより、一般の図書館、博物館、公文書館、視聴覚ライブラリーのフィルム・アーカイブ機能を強化し、これらのネットワークを形成・深化していく手段も検討すべきである。

また、これらに加えて、国立フィルム・アーカイブのコレクションは、本来的には日本全国に等しくアクセスを提供しなくてはならないため、国には、所蔵フィルムの流動化促進に向けた環境整備が求められる。その具体策としては、①所蔵フィルムのソフト化及び館内での無料閲覧機会の提供、②所蔵ソフトの外部貸出、③出庫料の免除と著作権処理の代行処理等が考えられる。これらの取組を開始するためには、国立フィルム・アーカイブの機能拡充とともに、著作権とフェアユースをめぐる大規模な変革が必要であり、今後、行政、アーカイブ機関、映画会社等による本格的な議論の展開が望まれる。

③その他今後の課題

以上、本稿では、コストや耐用年数の点で現在優れている映画フィルムの収集について論考を重ねてきた。しかしながら、3D映画の浸透やインターネットの普及を大きなきっかけに、製作、編集、流通、上映の過程において映画フィルムに固定されない映画も誕生しつつあることから、デジタル媒体のアーカイブについても早急に検討を進める必要がある。デジタル媒体は数年単位で再生機器やファイル形式の陳腐化が発生し、度重なる最新媒体へのメディア変換を要求されるため、当面のあいだは、長期保存を目的とした映画の保存はフィルム

で行い、デジタル・アーカイブは利用の一形態と認識すべき、というのが本研究の主張である。しかしながら、デジタル・アーカイブにより複製や保管にかかるコストが大幅に縮減され、遠隔地への配信も容易になる等、多くのメリットがあることを無視することはできない。今後、デジタル・アーカイブに関する技術的、制度的な研究が深化することが望まれる。

また、本稿では、日本の映画製作本数は世界的に高水準にあるが、日本映画を支える映画会社の大多数は零細企業であり、多くの映画会社が生まれては消えている現状がある点を指摘した。フィルム・アーカイブ政策を実践するにあたっては、この点に留意し、映画会社の負担を減らすよう努めるべきであるが、そもそも映画会社の倒産数が多いこと自体が問題であるため、日本の映画産業の構造自体を大幅に改革する必要があるかもしれない。日本のフィルム・アーカイブ政策を詳細に検討するにあたっては、映画振興政策全体の在り方についても議論を深めることが求められる。

国の公共政策の在り方が問われている今日、映画政策においても、国と地域と民間の役割を問い直す時期を迎えている。公共政策全体として、公的負担を極力減らし、地域や民間の活力を最大限に活かす政策にシフトチェンジすべきことに異論はないものの、こと文化芸術の保存・継承という政策領域においては、官の、特に国の役割が重要であると筆者は考える。100年後、1000年後の日本国民を、世界市民を失望させることのないよう、長期的かつ世界的な視野にたったフィルム・アーカイブ政策の立案・実施が期待される。

【参考文献】

1. 岡島尚志 (2006) 「デジタル時代の映画アーキビストが理解すべき“3つのC”という原則」『学習情報研究』通巻191号 財団法人学習ソフトウェア情報研究センター
2. クサビエ・グレフ (2007) 『フランスの文化政策』 堀内恵美子監訳 水曜社
3. 経済産業省ホームページ「平成16年度特定サービス産業実態調査(簡報) 28 映画制作・配給業、ビデオ発売業」<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusubiz/> [最終アクセス: 2011年3月5日]
4. 国立国会図書館総務部編 (2010) 『国立国会図書館年報 平成21年度』 国立国会図書館
5. 菅谷実、中村清、内山峰編 (2009) 『映像コンテンツ産業とフィルム政策』 丸善株式会社
6. 帝国データバンク (2009) 「映画関連業者経営実態調査」 帝国データバンクホームページ <http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p091206.html> [最終アクセス: 2011年3月5日]
7. とちぎあきら (2008) 「途方に暮れつつ、集めつつの一海外に残存する戦前日本映画を対象としたフィルムセンターの映画収集事業」『インテリジェンス第10号』 20世紀メディア研究所
8. 日本映画製作者連盟 (2011) 「日本映画産業統計」 日本映画製作者連盟ホームページ <http://www.eiren.org/toukei/> [最終アクセス: 2011年3月5日]
9. 納本制度調査会 (1999) 『21世紀を展望した我が国の納本制度の在り方—電子出版物を中心に— (答申)』
10. 原秀成 (1997) 「近代国家と納本制度—国際機関による調整の意義—」『図書館学会年報』Vo.43.No.4 図書館学会
11. フィルムセンターの在り方に関する検討会 (2004) 『フィルムセンターの独立について (審議のまとめ)』
12. 文化庁文化財部監修 (2009) 「新指定の文化財(美術工芸品)重要文化財の指定 (歴史資料) 映画フィルム」『紅葉』『月刊文化財』第549号 第一法規株式会社
13. 文化庁文化財部監修 (2010) 「新指定の文化財(美術工芸品)重要文化財の指定 (歴史資料) 映画フィルム」『史劇 楠公決別』『月刊文化財』第561号 第一法規株式会社
14. マーシャル・A・リーパー (2008) 『アメリカ著作権法』 牧野和夫監訳 レクシス・ジャパン株式会社

パン株式会社

15. The Science and Technology Council of the Academy of Motion Picture Arts and Sciences (2007) “THE DIGITAL DILEMMA—STRATEGIC ISSUES ARCHIVING AND ACCESSING DIGITAL MOTION PICTURE MATERIALS” The Academy of Motion Picture Arts and Sciences

本稿は、以下に掲げる文献のほか、国立国会図書館、東京国立近代美術館フィルムセンター、広島市映像文化ライブラリー、京都府京都市文化博物館、川崎市市民ミュージアム、福岡市総合図書館映像資料課への聞き取り調査による。

i 大映を買収した角川映画は、アメリカのアカデミー・フィルム・アーカイブや東京国立近代美術館フィルムセンターと共同で「羅生門」(1950年、黒澤明監督)をデジタル復元し、復元版の劇場公開、ブルーレイディスク販売を行っている。

ii 文化庁文化財部監修 (2009) 41,42頁 及び 文化庁文化財部監修 (2010) 42,43頁

iii こと戦前の劇映画については、1910年代0.1%、20年代3.5%、30年代99%に過ぎない」とちぎ 36頁

iv 岡島 57-58頁。コスト面でも、2007年、アメリカ映画芸術科学アカデミー (AMPAS) が、4Kデジタル・マスター (映画フィルムに匹敵する画質と言われる) の保存にかかるコストは、映画フィルムを保存するコストよりも1,100%高いという報告を出している。The Science and Technology Council of the Academy of Motion Picture Arts and Sciences 43頁

v 納本制度調査会 (1999)

vi フランス文化コミュニケーション省の補助金が、CNCを通じて支出されている。アソシオン組織は、市民団体としての地位により、法的に独立を保ちながら、複数の政府からの資金を組み合わせた援助を受けることができる。グレフ 34-35頁。

vii 著作権局は国会図書館にあるものの、本体とは別の部局と位置づけられている。制度目的が異なるため、国会図書館への納入 (寄附) と著作権局への登録は別個のものであるが、実務的処理により、多くの者が同時に手続きを行う。リーパー 381-396頁

viii ただし、日本は、著作権の発生に、何ら登録を要件としない無方式主義を原則とするベルヌ条約に加盟 (1899年) しているため、著作権の登録機関とはなかった。

ix 原 161,162頁

x 「第5回国会 参議院 図書館運営委員会会議録」第2号 (昭和24年4月22日) 及び 納本制度調査会 (1999.2) 47頁

xi その端緒は、ニューヨーク近代美術館をモデルとした国立近代美術館に映画部門が設置 (1952年) されたことに遡る。民間のフィルムライブラリー助成協議会の尽力により、1970年にフィルムセンターとして改組されている。

xii 審議については、2010年現在、松竹と角川の原盤フィルムのみが対象で、館内での上映を条件に無料で受け入れている。

xiii 貸出希望者が自ら著作権処理を行うことを前提とし、原則、フィルム出庫料 (12,600円) も徴収する。

xiv 視覚ライブラリーでもある広島は、貸出用の16mmフィルムを所蔵しているが、35mmの劇映画については、一部例外を除き、貸出をしていない。

xv 記録映画が1,796本 (構成比45.0%) と最も多く、劇場用映画が656本 (16.4%)、教育映画が203本 (5.1%)。経済産業省ホームページ。

xvi 「新作」の定義は具体的ではないが、多くの映画会社等はこの「新作」を、劇場公開、ソフト販売・レンタル、有料テレビ放送、無料テレビ放送等と流通経路を変えながら、利潤の最大化を図っている (ウィンドウ戦略)。その期間は作品によって異なり、近年は急激な傾向があるが、日本の場合、劇場公開から6か月後に映像ソフト市場に転回し、12~18か月後に有料放送、18~24か月後に無料放送で公開されることが多いと言う。菅谷ら編 (2009) 18-24頁、42-45頁

xvii フィルムセンターの在り方に関する検討会 (2004)